

## 定 款

一般社団法人東京古物商防犯連盟

# 定 款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人東京古物商防犯連盟（略称「東古連」）と称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

### (目 的)

第3条 当法人は、古物営業法の周知活動を推進し、課せられた義務の履行の徹底によって古物営業許可業者の社会的信頼を高め、地域職域の各種防犯活動を通じて、会員相互の親睦と情報交換により安心安全な地域社会づくりに協力することを目的とする。

### (事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 古物営業関係法令の周知徹底のための法令講習会の開催
2. 職域警察署に対する防犯協力
3. 会員と職域警察署との相互連携の仲介
4. 優良会員並びに防犯功労者の表彰
5. 無償回復請求権に対する無過失損害賠償等の対策研究
6. その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (公 告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社 員

### (種 別)

第6条 当法人の社員は次のとおりとし、本条に規定する支部会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」

という。) 上の社員とする。

- (1) 支部会員 この法人の目的に賛同して入会した団体(各警察署管内古物商防犯協力会、業種別組合防犯協力会、古物市場等)
- (2) 地域会員 この法人の目的に賛同して各支部に入会した団体又は個人
- (3) 一般会員 この法人の目的に賛同してその事業を推進するために入会した団体又は個人
- (4) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は永年にわたり当法人に対して指導的立場にあり会員総会において推薦された者

#### (入会)

- 第 7 条 支部会員として入会しようとする団体は、理事会が別に定める様式により申し込むものとする。
- 2 入会は、社員総会をもって法人法の社員総会とし、社員総会において定める入会・退会及び会費等規程を含む社員規程(以下「社員規則」という。)に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

#### (入会金及び会費等)

- 第 8 条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員規則に基づき入会金及び会費(以下「会費等」という。)を支払わなければならない。

#### (会員の資格喪失)

- 第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- 1. 退会したとき。
  - 2. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
  - 3. 2年間分以上会費を滞納したとき。
  - 4. 除名されたとき。
  - 5. 総支部会員の同意があったとき。

#### (退会)

- 第 10 条 支部会員は社員規則に定める退会届を提出して、いつでも退会することができる。

(除名)

- 第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総支部会員の半数以上であって、総支部会員の議決権の三分の二以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その社員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
  - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
  - (3) その他の正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第 12 条 会員が本定款第9条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

- 第 13 条 当法人の社員総会は、定期社員総会及び臨時社員総会とし、定期社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

- 第 14 条 社員総会の招集は、理事会がこれを決議し、会長が招集する。
- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各会員に対して発する。

(議長)

- 第 15 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(決議の方法)

第 16 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総支部会員の議決権の過半数を有する支部会員が出席し、出席支部会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第 17 条 社員総会は本定款第 6 条に定める支部会員をもって構成し、社員総会における議決権は同条の各支部会員につき 1 個の議決権を有する。

(書面決議等)

第 18 条 社員総会に出席できない支部会員は、他の支部会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その支部会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は支部会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、支部会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

## 第 4 章 役員等

(役員の設置等)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3 名以上

監事 2 名以内

- 2 理事のうち 1 名を会長とし、4 名以内を副会長並びに常務理事及び専務理事を若干名置くことができる。
- 3 前項の会長をもって法人法の代表理事とし、副会長、常務理事及び専務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

- 第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、常務理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
  - 3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の数の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 4 監事はこの法人又はこの法人の子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

- 第 22 条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 2 副会長は会長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。
  - 3 会長及び副会長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを会員総会又は理事会に報告することができる。

(任期)

- 第 24 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は他の理事の任期の満了する時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解 任)

第 25 条 役員は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。  
ただし、監事を解任する場合は、総支部会員の半数以上であって、  
総支部会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならぬ。

第 5 章 理事会

(構 成)

第 26 条 当法人に理事会を置く。  
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。  
(1) 当法人の業務執行の決定  
(2) 理事の職務の執行の監督  
(3) 会長、副会長、常務理事及び専務理事の選定及び解職  
(4) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定  
(5) 規則の制定、変更及び廃止  
(6) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(招 集)

第 28 条 理事会は、会長が招集する。  
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。  
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の3日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。  
4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる

(議 長)

第 29 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第31条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第33条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 計算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の不配当)

第35条 当法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

## 第7章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第36条 当法人の定款は、社員総会において、総支部会員の半数以上であつて、総支部会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第 37 条 当法人は、会員総会において、総支部会員の半数以上であって、総支部会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 38 条 当法人は、法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由により解散するほか、会員総会において、総支部会員の半数以上であって、総支部会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により解散することができる。

## 第 8 章 方面部会

(方面部会規則)

第 39 条 方面部会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、理事会において定める方面部会規則による。

## 第 9 章 委員会

(委員会規則)

第 40 条 委員会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、理事会において定める委員会規則による。

## 第 10 章 会員

(会員規則)

第 41 条 会員に関する事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、理事会において定める会員規則による。

## 第 11 章 事務局

(設置等)

第 42 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。  
2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を得て、別に定める。

## 第12章 附 則

(法令の準拠)

第43条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

以上、定款の原本と相違ありません。

一般社団法人東京古物商防犯連盟  
会長 馬場 茂

